

～ご遺族の方へ～

おくやみ手続き ガイドブック

下 関 市

令和7年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年4月発行 発行：下関市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています



小さな家族葬 下関メモリー

小さくても気持ちのこもったお葬式を。家族葬のことなら専門社の下関メモリーへ。



家族葬プラン・御布施込家族葬プラン / 式場収容人数 約20名 ※駐車場:有り

下関メモリーは小さなお葬式を専門としております。誰もが必ず迎えなければならない最期のお別れ... 突然の悲しみの中、不安や心配が多い状況で少しでも安心してご葬儀が出来るようお手伝い致します。

家族葬専用式場 赤間町4-4



下関市役所より
徒歩 約3分



JR 下関駅より
車で 約5分

下関メモリーでは**安心価格**で**明瞭な4プラン**からお選びいただけます。

※追加料金はありません。料理、返礼品は必要数実費にて承ります。持ち込み可。

NEW!
新プラン追加

安心プラン まごころ価格

(税抜) [税込¥77,000]

7万円

火葬場にて直葬を行う最安プランを新たにご用意しました。

**火葬式
プラン** **15万円** (税抜)
[税込¥165,000]

火葬のみのプランです。
通夜・葬儀、儀式的なことは
行いません。
故人様に付き添って、お過ごし
いただける専用安置室にて
お別れです。

※火葬式プランには祭壇・遺影写真・自宅用
後飾り壇は含まれません。

**家族葬
プラン** **25万円** (税抜)
[税込¥275,000]

家族であたたかくお見送り
いただくプランです。
家族葬専用式場にて祭壇を
飾り、アットホームな雰囲気
でお別れをしていただけます。

※寝台霊柩車の料金は、距離・時間帯により、
追加費用が必要な場合もあります。

**御布施込
家族葬プラン** **35万円** (税抜)
[税込¥385,000]

お付き合いのあるお寺様が
いないご遺族でもお経を
あげていただける、お布施込
の家族葬プランです。
通夜・葬儀・初七日法要を
お参りいただけます。

※宗派によっては内容変更・ご紹介できない
場合もございます。

※自宅や集会所・お寺などで家族葬を執り行えます。ご希望に合わせた式場のご案内も行います。

海洋散骨・合同墓・遺品整理・墓じまいも安心価格で承ります。

生前予約、御見積もりなど、
年中無休・24時間お受け致します。



083-223-9611

下関メモリー営業事務所
山口県下関市春日町 1-10

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(カード)の返却		☐	市民サービス課	3
	マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方	●住民基本台帳カードの返却※マイナンバーカードは返却手続き不要		☐		
年金	国民年金のみを受給している方	●未支給年金の請求		☐	保険年金課	4
	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求／死亡一時金の請求		☐		
	厚生年金・共済年金を受給している方 または加入している方	—		☐		
健康保険	国民健康保険に加入している方(給付関係)	●葬祭費の支給申請 ●各種証の返却(お持ちの方)		☐	保険年金課	5
	国民健康保険に加入している方(資格関係)	●国民健康保険証・資格確認書等の返却		☐		
	国民健康保険に加入している方 (国民健康保険料の納付について)	●国民健康保険料の説明		☐		
	後期高齢者医療保険に加入している方	●後期高齢者医療保険証または資格確認書の返却 ●葬祭費の申請 ●後期高齢者医療保険料の説明		☐		
介護保険	介護保険被保険者証等をお持ちの方	●介護保険被保険者証等の返却		☐	介護保険課	6
	介護保険料を納めている方(65歳以上の方に限る)	●介護保険料の納付 ●送付先の変更		☐		
	高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立の方	●高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立		☐		
	要介護認定の申請中の方	●認定の要・不要等の確認		☐		
こども	保育園に通われている方	●子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届 ●子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届 ●多子世帯利用給付認定変更申請書兼変更届		☐	幼児保育課	7
	児童手当の支給対象児童または受給者の方	(児童手当対象の児童の方が亡くなられた場合) ●受給事由消滅または減額改定 (児童手当を受給している方が亡くなられた場合) ●未支払請求、新規認定請求		☐	こども 家庭支援課	
	乳幼児医療費助成、子ども医療費助成を受給している方 または受給している方の保護者の方	●資格喪失届		☐		
	ひとり親(父子・母子)家庭医療費助成を 受給している方・受給している方の保護者の方	●資格喪失届		☐		
	児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方	(児童扶養手当支給対象の児童の方が亡くなられた場合) ●減額、資格喪失など (児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合) ●未支払請求、新規認定請求		☐	健康推進課	9
	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けている方	●届出		☐		
	自立支援医療費(育成医療)を受給している方・ 受給している方の保護者の方	●受給者証の返還		☐		
	小児慢性特定疾病医療費を受給している方・ 受給している方の保護者の方	●受給者証の返還 ●償還払い支給申請		☐	障害者支援課	10
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	●受給者証の返却		☐		
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	●各種手帳の返却 ●福祉医療費受給者証の返却(お持ちの方) ●福祉タクシー券の返却(お持ちの方) ●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返却(お持ちの方) ●NHK放送受信料減免状況の確認(減免を受けている方)		☐			
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●手帳の返還		☐	健康推進課	
	障害	次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、障害児福祉手当、 (経過的)福祉手当、特別児童扶養手当	●資格喪失 ●未支払手当請求		☐	障害者支援課
障害者扶養共済制度に加入している方		●年金受給者死亡届		☐		
自立支援医療費(精神通院医療)を受給している方		●受給者証の返還		☐	健康推進課	12
特定医療費(指定難病)を受給している方		●受給者証の返還 ●医療費支給申請(償還払い)		☐		
肝炎治療費を受給している方		●受給者証の返還		☐		
原爆被爆者健康手帳をお持ちの方		●原子爆弾被爆者死亡届 ●葬祭料の支給申請		☐		
市県民税を納めている方		●法定相続人への納税通知書送付先の届出		☐		
税金	市税を口座振替で納めていた方	●今後の納税に関する手続き・納付について (口座振替の変更または廃止など)		☐	納税課	14
	市税の納付が必要な方	●市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付		☐		
	固定資産税(都市計画税)を納めている方	●納税義務代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出		☐	資産税課	
自動車・バイク	原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕用含む)を 所有している方	●廃車手続き・名義変更		☐	住宅政策課	14
市営住宅	市営住宅にお住まいの方	●世帯員の変更(世帯員変更届) ●名義人死亡に伴う名義人の変更(市営住宅入居継承承認申請)		☐		
空き家	空き家および空き家となる見込みの住宅などを 所有している方	●相続登記など、必要に応じた手続きの確認		☐	環境施設課	14
	家財整理をしたい方	●ご親族の方で市の廃棄物処理施設に自ら搬入される場合は、事前に 環境施設課(TEL 083-252-1943)までお問い合わせください。		☐		

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
農地	農地を取得される方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農業委員会	14
	農業者年金について	●農業者年金死亡関係届書の提出		☐		
森林	森林を所有している方	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出		☐	農林水産整備課	
水道	水道の使用名義人の方	●給水中止届 ●名義変更 ●口座変更		☐	上下水道局 お客さまサービス課	15
	下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中であつた方	●下水道事業受益者異動届書の提出		☐	上下水道局お客さまサービス課 / 北部事務所	
墓地	市営墓地の使用人(名義人)の方	●墓地承継申請		☐	生活安全課	16
	改葬(お骨を別の場所へ移動すること)・墓じまいの手続きについて	●改葬許可申請		☐		

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル Tel0120-151515 有料ダイヤル Tel050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	山口地方法務局下関支局 Tel083-234-4000 (音声案内)
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	広島国税局下関税務署 Tel083-222-3441 (音声案内)
	二輪車 (125ccを超えるもの)、 普通自動車	名義変更・登録抹消		☐	中国運輸局山口運輸支局(山口市) Tel050-5540-2073 (音声案内)
	軽自動車	名義変更・登録抹消		☐	軽自動車検査協会山口事務所(山口市) Tel050-3816-3085
	県営住宅	入居者死亡に関する手続き		☐	(一財)山口県施設管理財団県営住宅 管理事務所下関支所 Tel083-228-0310

行政書士
清水 信夫

生前贈与

遺言作成

相続手続き

専門家にお任せください!

遺産分割協議書

相続財産調査

相続財産の名義変更

法定相続人調査



司法書士・税理士 幅広いネットワークにて
ONE・STOP サービス

ライト行政書士事務所

下関市熊野町一丁目 7-17

シ－モール無料相談 開催中



Tel 083-250-5162

おくり手続きガイドブックを見たとお伝えください



印鑑登録をしている方

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返却してください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返却

☐ 印鑑登録証

受付窓口

市民サービス課市民係(本庁舎西棟1階Aエリア) Tel083-231-1190
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方

故人が住民基本台帳カードをお持ちの場合は、カードを返却してください。

※マイナンバーカードおよび通知カードは返却不要です。

手続き・持ち物

●住民基本台帳カードの返却

☐ 住民基本台帳カード

受付窓口

市民サービス課市民係(本庁舎西棟1階Aエリア) Tel083-231-1190
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

国民年金のみを受給している方

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族

※(1)～(7)の順に請求できます。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

☐ 故人の年金証書 ☐ 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本

☐ 生計同一関係に関する申立書(必要な場合があります。)

☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 故人の住民票の除票

☐ 本人確認書類

※マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。

受付窓口

保険年金課年金係(本庁舎西棟1階B3番窓口) Tel083-231-1931
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。

	故人について	ご遺族について
遺族基礎年金	●国民年金の被保険者 ●老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方	●故人の子のある配偶者 ●故人の子 ※子とは、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
寡婦年金	10年以上の保険料納付期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	故人と10年以上婚姻関係にある妻
死亡一時金	3年以上の保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合	(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹※(1)～(6)の順に請求できます。

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求／寡婦年金の請求／死亡一時金の請求

- ☐ 故人の年金手帳(証書) ☐ 故人との続柄が明らかにできる戸籍謄本
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(必要な場合があります。)
- ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票
- ☐ 故人の住民票の除票 ☐ 本人確認書類

※マイナンバーを記入いただくと省略できるものがあります。

受付窓口

保険年金課年金係(本庁舎西棟1階B3番窓口) TEL083-231-1931
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

厚生年金・共済年金を受給している方または加入している方

年金の種別や受給(または加入)状況により手続きの種類やご準備いただく書類が異なります。

直接、年金事務所または各共済組合に手続きの方法を確認してください。

連絡先

●下関年金事務所 TEL083-222-5587(音声案内) ●各共済組合

国民健康保険に加入している方(給付関係)

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。

手続き・持ち物

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭執行者名義の通帳 ☐ 会葬礼状等の葬祭執行者が確認できる書類
- ☐ 来庁者の本人確認書類

●各種証の返却(お持ちの方)

- ☐ 限度額適用認定証 ☐ はりきゅう事業利用者証 ☐ 特定疾病療養受療証

受付窓口

保険年金課給付係(本庁舎西棟1階B4番窓口) TEL083-231-1668
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに / (葬祭費申請)葬儀を行った日の翌日から2年以内

国民健康保険に加入している方(資格関係)

被保険者が亡くなられたときは、国民健康保険証・資格確認書等を返却してください。

手続き・持ち物

- 国民健康保険証・資格確認書等の返却
- 国民健康保険証・資格確認書等

受付窓口

保険年金課賦課係(本庁舎西棟1階B6番窓口) Tel083-231-1930
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

国民健康保険に加入している方(国民健康保険料の納付について)

国民健康保険料のご精算については、窓口にお尋ねください。

【注意】口座振替をご利用の方は、本庁、総合支所にてご案内後、該当の金融機関にて口座振替の変更または停止の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

- 国民健康保険料の説明(精算)

受付窓口

保険年金課徴収係(本庁舎西棟1階B5番窓口) Tel083-231-1689
各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに

後期高齢者医療保険に加入している方

後期高齢者医療保険料の説明(精算)は本庁(保険年金課)、総合支所(市民生活課市民国保係)にお尋ねください。

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。

手続き・持ち物

- 後期高齢者医療保険証または資格確認書の返却
- 後期高齢者医療保険証または資格確認書
- 葬祭費の申請
- 葬祭執行者名義の通帳 □ 会葬礼状等の葬祭執行者が確認できる書類
- 後期高齢者医療保険料の説明(精算)

受付窓口

保険年金課後期高齢者医療係(本庁舎西棟1階B7番窓口)
Tel083-231-1306、各総合支所市民生活課市民国保係、本庁の各支所

期限

すみやかに/(葬祭費申請)葬儀を行った日の翌日から2年以内

介護保険被保険者証等をお持ちの方

介護保険被保険者証(桃色)や次の介護保険の各種証の交付を受けていた方が亡くなった場合、介護保険被保険者証及び各種証を返却してください。

- 介護保険負担割合証(青色) ● 介護保険負担限度額認定証(黄色) ● 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(緑色)
- ※介護保険被保険者証等がご不明な場合は、受付窓口にお知らせください。

介護保険被保険者証等をお持ちの方《続きは6ページへ》

賀茂島 こじんまりお葬式

葬儀代のお支払いで難儀したくない方は、

【登録商標】

賀茂島のこじんまりプラン をご利用ください。

自宅葬・お寺葬・公会堂葬等、お客様のご予算に応じたお葬式



▲【妙寺斎場】下関市大字永田郷131-1

妙寺斎場プラン

多くの方か、参列者20人未満の場合、
葬儀代50万円未満のお支払いとなっています。
生活支援プランもございます。

火葬のみプラン 165,000円～ (霊柩車20km未満の距離)

病院等お迎え・賀茂島プチホール安置(2日)・柩・骨壺・軽霊柩車

※ペースメーカーをご利用のまの故人の方は、死亡届提出前に告知願います。



「生かされて、有り難い。」
このように、お仏壇の投げ捨ては
止めましょう。

次男としてではありますが、お仏壇の塗り替え
職人だった父の姿を見て育ちましたので。

賀茂島プチホール (本店事務所) 〒759-6531 下関市吉見本町2丁目6-31



駐車場
事務所裏

事務所

お客様
駐車場

(一社) 全国霊柩自動車協会会員 (平成11年より)

(一社) 山口県トラック協会会員 (平成10年より)

<インボイス登録番号> T2810352425025

24時間
受付

☎083-286-7050

介護保険被保険者証等をお持ちの方

《5ページの続き》

手続き・持ち物

●介護保険被保険者証等の返却

- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証(交付を受けていた場合)
- ☐ 介護保険負担限度額認定証(交付を受けていた場合)
- ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(交付を受けていた場合)

受付窓口

介護保険課賦課徴収係(本庁舎西棟2階A6番窓口) TEL083-231-1138
介護保険課給付係(本庁舎西棟2階A5番窓口) TEL083-231-1139
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

介護保険料を納めている方(65歳以上の方に限る)

亡くなられた方の介護保険料の精算をいたします。介護保険料に不足分がある場合は、納付書を発行いたしますので、納付をお願いします。(本庁の各支所で受け付けた場合、後日納付書を郵送します。)また、介護保険料が還付となる場合は、後日、受取口座を登録していただくため書類を送付いたしますので、郵送でお手続きください。

納付書や還付に係る書類は、亡くなられた方の住所地に送付いたしますが、申立により送付先の変更が可能です。

手続き・持ち物

●介護保険料の納付 ●送付先の変更

受付窓口

介護保険課賦課徴収係(本庁舎西棟2階A6番窓口) TEL083-231-1138
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立の方

亡くなられた方に未支給となっている高額介護(予防)サービス費があった場合、相続人の方の申立により請求が可能です。高額介護(予防)サービス費(未支給分)の有無については、受付窓口でお調べいたします。

手続き・持ち物

●高額介護(予防)サービス費(未支給分)の申立

- ☐ 相続人であることを証する書類(戸籍謄本、登記事項証明書など)
- ☐ 相続人の振込口座確認書類(金融機関の通帳、キャッシュカードなど)
- ☐ 相続人の本人確認書類

受付窓口

介護保険課給付係(本庁舎西棟2階A5番窓口) TEL083-231-1139
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

介護サービスを利用した月の翌月から2年以内

要介護認定の申請中の方

暫定ケアプランに基づくサービス利用の有無、要介護認定の要・不要について確認させていただきます。
認定調査が完了している場合は、認定手続きを継続し審査判定を行うことができます。

手続き・持ち物

受付窓口にお知らせください

受付窓口

介護保険課認定事務係(本庁舎西棟2階A4番窓口) Tel083-231-3184
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

保育園に通われている方

手続き・持ち物

- 子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届
- ☐ 本人確認書類(運転免許証など)
- 子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届
- ☐ 本人確認書類(運転免許証など)
- 多子世帯利用給付認定変更申請書兼変更届
- ☐ 本人確認書類(運転免許証など)

受付窓口

通われている保育園

期限

すみやかに

児童手当の支給対象児童または受給者の方

受給者が亡くなり、未支払の児童手当などがある場合には、その分の支払いを請求することができます。(お子さんの口座へ支給されます。) ※亡くなった受給者にかわって児童手当などを受給する方は、改めて新規認定請求の手続きが必要です。

手続き・持ち物

(児童手当対象の児童の方が亡くなった場合)

● 受給事由消滅または減額改定

- ☐ 申請者(受給者または配偶者)の本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

(児童手当を受給している方が亡くなった場合)

● 未支払請求

- ☐ 支給対象児童の普通預金通帳(高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)のお子さんのうち年長となる者の口座)

● 新規認定請求

- ☐ 請求者(新たに児童を監護される方)の本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など
- ☐ 対象の児童と請求者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)
- ☐ 請求者名義の普通預金通帳
- ☐ その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)

受付窓口

こども家庭支援課給付係(本庁舎東棟1階C2番窓口) Tel083-231-1928
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

死亡日の翌日から15日以内

乳幼児医療費助成、子ども医療費助成を受給している方 または受給している方の保護者の方

手続き・持ち物

●資格喪失届

☐ 申請者の本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

☐ 福祉医療費受給者証

受付窓口

こども家庭支援課給付係(本庁舎東棟1階C2番窓口)

Tel083-231-1928

各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

ひとり親(父子・母子)家庭医療費助成を受給している方・ 受給している方の保護者の方

新たにひとり親(父子、母子)家庭になられた方の申請手続きについては、事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

●資格喪失届

☐ 申請者の本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

☐ 福祉医療費受給者証

受付窓口

こども家庭支援課給付係(本庁舎東棟1階C2番窓口)

Tel083-231-1928

各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

お家の修繕からお庭のお手入れまで

暮らしのお困りごとに 幅広く対応します!

豊富な経験で身についた知識と技術で、
皆さまの暮らしのお悩みを **まるっ** と解消します!



増改築・
リフォーム・
リノベーション



詳細はこちらの
HPへ▶



水道の
水漏れ・つまり



家屋解体・
廃材処分



網戸・障子
ふすまのはり替え



庭木の
剪定・伐採・草刈



ハウス
クリーニング



お問い合わせから施工までの流れ

- 1 お問い合わせ
- 2 現地調査・ご要望のヒアリング
- 3 お見積り
- 4 ご契約・スケジュールの調整
- 5 施工・完了

施工完了後も快適にお過ごし頂けているか、全力でサポートいたします!

相談
お見積り
無料

お家の修繕屋
(株)菊川ホームینگ

日・祭日も営業中!

まずはお気軽
に
お電話でご相談ください!

☎083-287-0687

〒750-0317

山口県下関市菊川町下岡枝474-2

※作業時に排出された廃棄物は、提携企業が法令等を遵守し、適切に処理を行なっております。

児童扶養手当の支給対象児童または受給者の方

本庁(こども家庭支援課)または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。

手続き・持ち物

(児童扶養手当支給対象の児童の方が亡くなられた場合)

●減額、資格喪失など

☐ 申請者(受給者)の本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

☐ 児童扶養手当証書

(児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合)

●未支払請求

☐ 支給対象児童の普通預金通帳(支給対象児童のうち年長となる者の口座)

●新規認定請求

☐ 請求者(新たに児童を監護される方)の本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

☐ 請求者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)

☐ 請求者名義の普通預金通帳

☐ その他(必要に応じて書類を提出していただく場合があります。)

受付窓口

こども家庭支援課給付係(本庁舎東棟1階C2番窓口) Tel083-231-1928
各総合支所市民生活課福祉係

期限

すみやかに

母子父子寡婦福祉資金貸付を受けている方

本庁(こども家庭支援課)のみが窓口になります。手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。

手続き・持ち物

●届出

☐ 届出者の本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート など

受付窓口

こども家庭支援課相談支援係(本庁舎東棟1階C3番窓口) Tel083-231-1358

期限

すみやかに

自立支援医療費(育成医療)を受給している方・受給している方の保護者の方

手続き・持ち物

●受給者証の返還

☐ 自立支援医療(育成医療)受給者証

受付窓口

健康推進課 母子保健係(本庁舎西棟3階A4窓口) Tel083-231-1447
各保健センター(新下関/山陽/彦島/菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

小児慢性特定疾病医療費を受給している方・受給している方の保護者の方

手続き・持ち物

●受給者証の返還

☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証

●償還払い支給申請

☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ☐ 該当月の自己負担上限額管理票

☐ 領収書原本 ☐ 振込先の分かるもの(通帳等)

※詳細については事前にお問い合わせください。

受付窓口

健康推進課 精神難病支援係(本庁舎西棟3階A1窓口) Tel083-231-1446
各保健センター(新下関/山陽/彦島/菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

手続き・持ち物

●受給者証の返却

受付窓口

障害者支援課支援係(本庁舎西棟2階A1番窓口) Tel083-231-1920
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

手続き・持ち物

●各種手帳の返却

●福祉医療費受給者証の返却(お持ちの方)

●福祉タクシー券の返却(お持ちの方)

●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返却(お持ちの方)

●NHK放送受信料減免状況の確認(減免を受けている方)

受付窓口

障害者支援課給付係(本庁舎西棟2階A1番窓口) Tel083-231-1917
各総合支所市民生活課福祉係、本庁の各支所

期限

すみやかに

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き・持ち物

●手帳の返還

☐ 障害者手帳

受付窓口

健康推進課 精神難病支援係(本庁舎西棟3階A1窓口) Tel083-231-1419
各保健センター(菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

次のいずれかを受給している方

特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当、特別児童扶養手当

本庁(障害者支援課)または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。

手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。

手続き・持ち物

- 資格喪失
- 未支払手当請求

受付窓口

障害者支援課給付係(本庁舎西棟2階A1番窓口) Tel083-231-1917
各総合支所市民生活課福祉係

期限

すみやかに

障害者扶養共済制度に加入している方

本庁(障害者支援課)または総合支所(市民生活課福祉係)のみが窓口になります。

手続きでお持ちいただくものがありますので、事前にご連絡ください。

手続き・持ち物

- 年金受給者死亡届

受付窓口

障害者支援課給付係(本庁舎西棟2階A1番窓口) Tel083-231-1917
各総合支所市民生活課福祉係

期限

すみやかに

自立支援医療費(精神通院医療)を受給している方

手続き・持ち物

- 受給者証の返還
- ☐ 自立支援医療(精神通院医療)受給者証

受付窓口

健康推進課 精神難病支援係(本庁舎西棟3階A1窓口) Tel083-231-1419
各保健センター(菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

特定医療費(指定難病)を受給している方

手続き・持ち物

- 受給者証の返還
 - ☐ 特定医療費(指定難病)受給者証
 - 医療費支給申請(償還払い)
 - ☐ 特定医療費(指定難病)受給者証 ☐ 領収書原本
 - ☐ 振込先の分かるもの(通帳等) ☐ 高額療養費支給決定通知書【必要な方】
 - ☐ 医療費内訳書【必要な方】
- ※詳細については事前にお問い合わせください。

受付窓口

健康推進課 精神難病支援係(本庁舎西棟3階A1窓口) Tel083-231-1446
各保健センター(新下関/山陽/彦島/菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

お墓・納骨・供養についての心配ごとにお応えします!

タイシンの「お墓の終活サポート」

お墓になじみのない方でも、

お墓のことがよくわかる展示場です。

デザインのことがよくわかる

各展示場に総計50基以上を常設。

石のことがよくわかる

使用石材については
JIS規格吸水率分析結果が
ご覧いただけます。



建立実例も

ご覧いただけます

ホームページでも
ご覧いただけます。



本社展示場

●アフターケアも万全!



本社工場

工場完備!

さらに お引渡し後に
「保証書」
(10年保証)
※当社規定に準ずる



お墓のことで迷われている方々に様々な選択肢をご提案します

墓地からお探しの方

「墓地墓石」セットプラン

下関中央霊園向け
光和メモリアル
ガーデン

墓地 + 墓石

57.7(税込)万円～



霊園写真A区



霊園写真T区

指令生活衛生第3号の1の5

その他墓地ご案内致します
綾羅木・棕野・小月・菊川・豊浦 他

将来お墓や供養にご不安のある方

「永代供養付」プラン

※永代供養料も含まれています

墓石

合祀せず、ずっと石碑のまま
お守りします。

96(税込)万円～



納骨堂

■合葬タイプ

お骨1体
につき 5.5(税込)万円～

■個葬タイプ

お骨1体
につき 13.2(税込)万円～

樹木葬

お墓の建立から撤去・合祀まで
生前にご契約できる
安心プランです。

60(税込)万円～



「お墓の終活サポート」ホットライン

0120-143-143
いしやさん いしやさん



株式会社

泰進

下関市長府扇町10-30
TEL (083) 248-3331 (代)

ホームページ毎月更新! 検索サイトから 墓石のデパート 検索 <http://www.taishin-trading.com/>

肝炎治療費を受給している方

手続き・持ち物

- 受給者証の返還
- ☐ 肝炎治療受給者証

受付窓口

健康推進課 成人保健係(本庁舎西棟3階A3窓口) Tel083-231-1935
各保健センター(新下関/山陽/彦島/菊川/豊田/豊浦/豊北)

期限

すみやかに

原爆被爆者健康手帳をお持ちの方

手続き・持ち物

- 原子爆弾被爆者死亡届
- ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書(健康管理手当等)
- 葬祭料の支給申請
- ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書(健康管理手当等) ☐ 住民票(除票)
- ☐ 死亡診断書の写し ☐ 葬祭料支給申請者の銀行口座の写し
- ☐ 葬儀の領収書または会葬礼状等の写し

受付窓口

健康推進課 成人保健係(本庁舎西棟3階A3窓口)
Tel083-231-1935

期限

すみやかに

市県民税を納めている方

亡くなられた方に未納の税額がある場合は相続人が納税義務を継承することになります。給与や年金から市・県民税が天引き(特別徴収)されている方が亡くなられた場合は、納税通知書を受領する方についてご連絡ください。

手続き・持ち物

- 法定相続人への納税通知書送付先の届出
- ☐ 来庁された方の本人確認書類
- ☐ 戸籍の写し(納税義務者と来庁された方の関係がわかるもの)

受付窓口

市民税課市民税係(本庁舎西棟2階B8番窓口) Tel083-231-1916
各総合支所市民生活課税務係

期限

すみやかに

市税を口座振替で納めていた方

本庁(納税課)または総合支所(市民生活課税務係)にご連絡ください。

手続き・持ち物

- 今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止など)

受付窓口

納税課収納係(本庁舎西棟2階B1番窓口) Tel083-231-1914
各総合支所市民生活課税務係

期限

すみやかに

市税の納付が必要な方

本庁(納税課)または総合支所(市民生活課税務係)にご連絡ください。

手続き・持ち物

●市県民税、固定資産税、軽自動車税などの納付

受付窓口

納税課徴収第1・第2係、債権回収対策係(本庁舎西棟2階B1番窓口)
Tel083-231-1170
各総合支所市民生活課税務係

期限

すみやかに

固定資産税(都市計画税)を納めている方

登記簿上の所有者が亡くなられた場合、相続登記がなされるまでの間における現所有者(相続人等)の申告が必要です。被相続人と現所有者(相続人等)との続柄が分かる戸籍の写しおよび被相続人が下関市外に居住していた場合は被相続人の死亡日が分かる戸籍(除籍)の写しをお持ちください。

手続き・持ち物

●納税義務代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 戸籍の写し

受付窓口

資産税課償却資産係(本庁舎西棟2階B4番窓口) Tel083-231-1918
各総合支所市民生活課税務係

期限

すみやかに

原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕用含む)を所有している方

廃車、名義変更手続きについては内容により窓口が異なりますので事前にお問い合わせください。

※125ccを超えるバイク、四輪の自動車については、2ページ【市役所以外での主な手続き一覧】に掲載している連絡先へお問い合わせください。

手続き・持ち物

●廃車手続き・名義変更

受付窓口

資産税課償却資産係(本庁舎西棟2階B4番窓口) Tel083-231-1918
各総合支所市民生活課税務係

期限

すみやかに

市営住宅にお住まいの方

総合支所管内にある市営住宅の手続き窓口は総合支所(建設農林(水産)課)になります。手続きのご案内がありますので、事前に本庁(住宅政策課)または総合支所(建設農林(水産)課)にご来庁またはお問い合わせください。

手続き・持ち物

●世帯員の変更(世帯員変更届)

●名義人死亡に伴う名義人の変更(市営住宅入居承継承認申請)

受付窓口

住宅政策課市営住宅管理係(本庁舎東棟2階C1番窓口) Tel083-231-4101
各総合支所建設農林(水産)課

期限

すみやかに

空き家および空き家となる見込みの住宅などを所有している方

空き家および空き家となる見込みの住宅などに必要な手続き、補助金などについてご案内します。
詳細はお問い合わせください。



下関市の空き家対策について



相続登記について

受付窓口

住宅政策課(本庁舎東棟2階C2番窓口) TEL083-231-1941

期限

すみやかに

家財整理をしたい方

ご親族の方で市の廃棄物処理施設に自ら搬入される場合は、事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 廃棄物搬入承認申請書(各廃棄物処理施設にて記入)
- ☐ 搬入車両の車検証 ☐ 別途、搬入手数料がかかります。

受付窓口

環境施設課 TEL083-252-1943

期限

すみやかに

農地を取得される方

相続、遺産分割等で農地の権利を取得された方は、届出が必要です。手続きにつきましては、事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出

受付窓口

農業委員会事務局(カトピア4階) TEL083-223-6536
各総合支所建設農林(水産)課
北部支局(豊田総合支所内) TEL083-766-2729

期限

権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

農業者年金について

死亡された方が農業者年金に加入していた場合の手続きについては、直接、山口県農業協同組合各支所にお問い合わせください。

手続き・持ち物

- 農業者年金死亡関係届書の提出

受付窓口

お近くのJA

期限

すみやかに

森林を所有している方

相続等で、新たに森林の土地の所有者になられた方は届出が必要です。届出には添付資料が必要となりますので事前にご連絡ください。

手続き・持ち物

- 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

受付窓口

農林水産整備課森林係(カトピア4階) TEL083-231-1256
各総合支所建設農林(水産)課

期限

森林の土地の所有者となった日から90日以内

水道の使用名義人の方

水道使用中止の場合は、ご連絡または来局手続きをされないと水道料金等がかかりますのでご注意ください。
なお、下関市役所本庁舎西棟3階にも窓口がありますので、ご利用ください。

手続き・持ち物

●給水中止届

●名義変更

必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

●口座変更

市内に本・支店がある金融機関または郵便局の窓口で「口座振替依頼書」の提出が必要です。

受付窓口

上下水道局お客さまサービス課 Tel083-231-3117

期限

すみやかに

下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中であつた方

下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、異動の手続きが必要です。

手続き・持ち物

●下水道事業受益者異動届書の提出

受付窓口

上下水道局お客さまサービス課 Tel083-231-1320

上下水道局 北部事務所 Tel083-772-4028

期限

受益者の異動があつた10日以内

市営墓地の使用者（名義人）の方

市営墓地の使用者（名義人）がお亡くなりになられた場合、承継申請をして使用者（名義人）の書換えをしてもらう必要があります。手続きの案内がありますので、生活安全課までお問い合わせください。

手続き・持ち物

●墓地承継申請

☐ 墓地承継申請書

☐ 墓園使用許可証（紛失の場合は紛失届）

☐ 使用者の死亡記事の記載された戸（除）籍謄本（6か月以内のもの）

☐ 承継者の戸籍謄本（6か月以内のもの）

※使用者と承継者の続柄が確認できるもの

☐ 承継者の本籍が記載された住民票（6か月以内のもの）

☐ その他の書類が必要になることがあります。

☐ 手数料（200円）

受付窓口

生活安全課施設管理係（本庁舎西棟3階A7番窓口） Tel083-231-1520

期限

すみやかに

改葬（お骨を別の場所へ移動すること）・墓じまいの手続きについて

下関市内の墓地・納骨堂などから他の墓地などへ改葬する時に申請してください。

下関市外にある墓地・納骨堂などからの改葬は、その自治体に問い合わせてください。

1. 改葬先を確保する

改葬先（墓地や納骨堂）の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・改葬先が確保されていることがわかる書類（受入証明書や使用許可証など）

2. 改葬の許可を受ける

- (1) 生活安全課から改葬許可申請書を入手し、必要事項を記入してください。
- (2) 改葬許可申請書内の埋葬（納骨）証明欄は、
現在埋葬（納骨）されている墓地などの管理者に証明してもらってください。
- (3) 必要書類を生活安全課に提出して、改葬許可証の交付を受けてください。

▼必要書類

改葬許可申請書、本人確認書類（運転免許証など）、
改葬先が確保されていることがわかる書類（受入証明書や使用許可証など）の写し

▼提出先

生活安全課施設管理係（市役所西棟3階A7番窓口）

3. 改葬する

遺骨を取り出し、改葬先に改葬許可証を提出し、埋葬（納骨）を行います。

4. 墓石を撤去する

墓石の撤去工事についてはそれぞれの墓地管理者へお問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

市民部 生活安全課 施設管理係 ☎ 083-231-1520

各所連絡先

● 総合支所

	所在地	電話番号
菊川総合支所	下関市菊川町大字下岡枝1480番地1	代表 (083)287-1111
豊田総合支所	下関市豊田町大字殿敷1918番地1	代表 (083)766-1050
豊浦総合支所	下関市豊浦町大字川棚6895番地1	代表 (083)772-0611
豊北総合支所	下関市豊北町大字滝部3140番地1	代表 (083)782-0061

各所連絡先

●本庁の各支所

	所在地	電話番号
彦島支所	下関市彦島江の浦町一丁目3番1号	(083)266-5254
長府支所	下関市長府土居の内町1番6号	(083)245-0121
王司支所	下関市王司神田一丁目9番1号	(083)248-0211
清末支所	下関市清末陣屋5番20号	(083)282-1138
小月支所	下関市小月本町一丁目7番7号	(083)282-1120
王喜支所	下関市王喜本町二丁目15番10号	(083)282-1165
吉田支所	下関市大字吉田地方2499番地	(083)284-0125
勝山支所	下関市秋根南町二丁目4番33号	(083)256-2001
内日支所	下関市大字内日下1146番地5	(083)289-2011
川中支所	下関市綾羅木本町三丁目1番20号	(083)252-1353
安岡支所	下関市富任町五丁目10番1号	(083)258-0317
吉見支所	下関市大字吉見下1533番地	(083)286-2511

フロアマップ

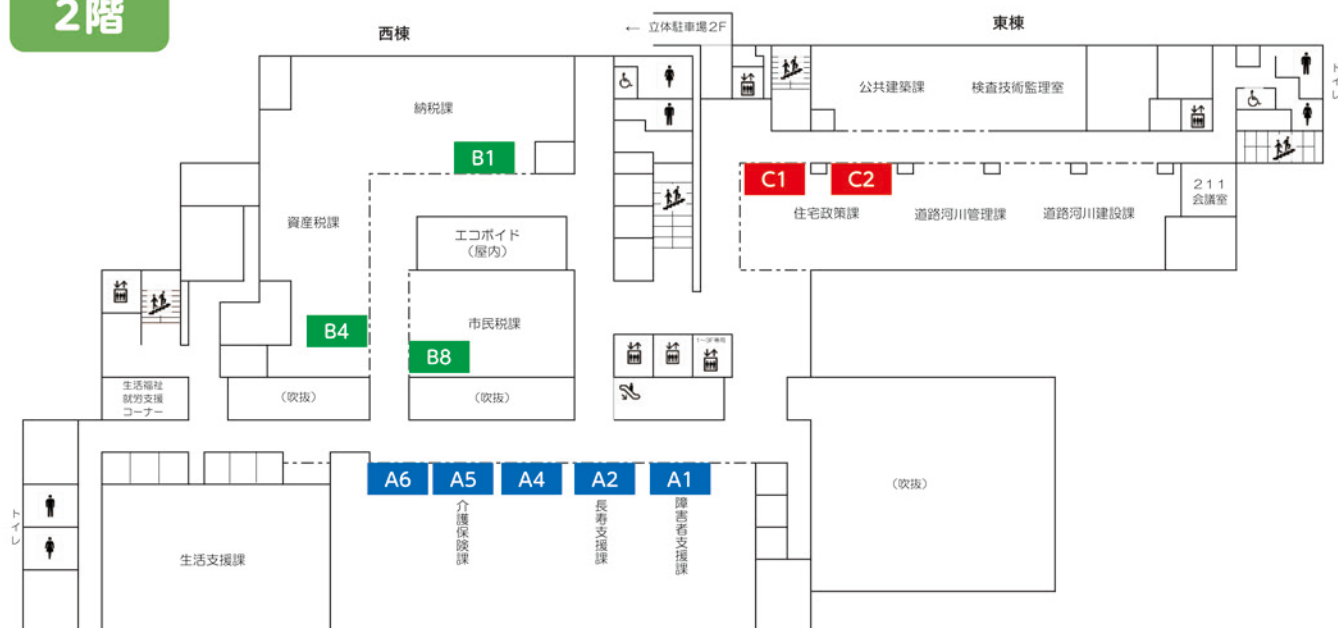
●本庁舎 下関市役所 下関市南部町1番1号

1階

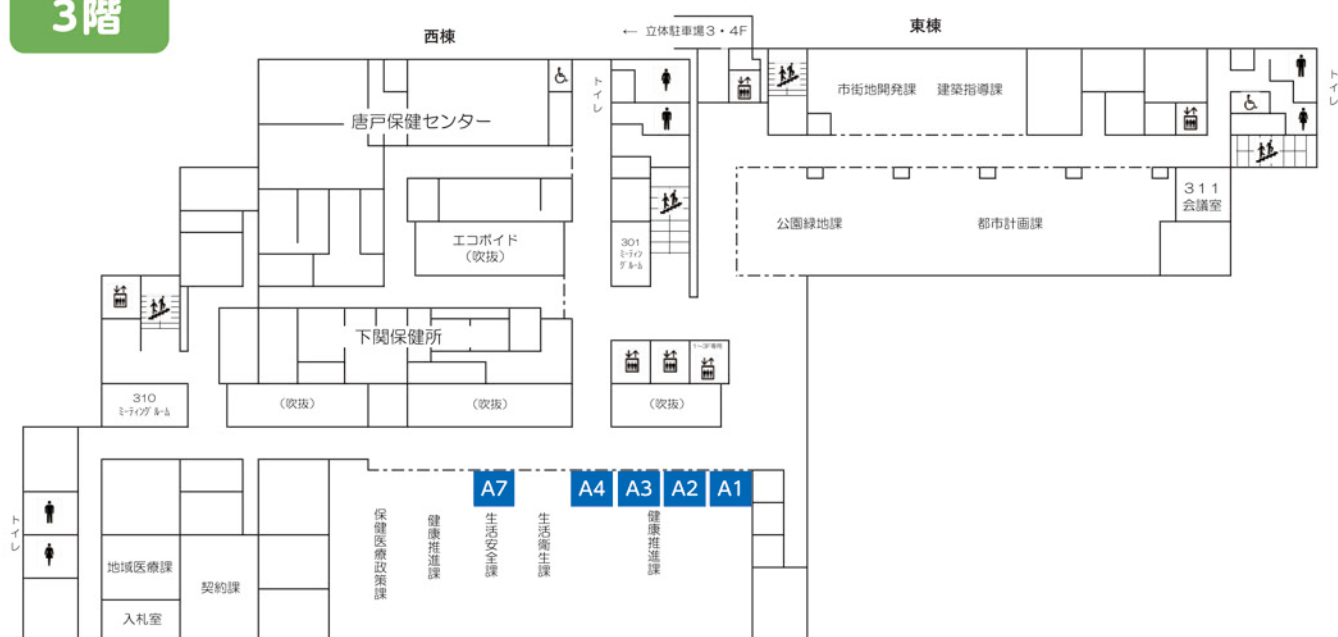


フロアマップ

2階



3階



下関市に関する「お片付け・お掃除」のお悩み一掃いたします。
地元密着の株式会社ハウスクリーニング・シマノにお任せください。

遺品整理

お家の清掃

リフォーム

ゴミ屋敷のお片付け

クリーニング

見積もり
無料

まずはお気軽にお問い合わせください。

故人様やご家族の想いに寄り添って、
ご遺品の整理やお片付けをいたします。

地元の事業者だからこそその**細かなフォロー**をお約束します。

株式会社ハウスクリーニング・シマノ

〒750-0061 山口県下関市上新地町 1-7-16

E-mail : housecleaningshimano@outlook.jp

☎083-231-0975



一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。

広告

山口地方法務局からのお知らせ



令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました！

- 土地・建物の所有者が死亡した場合、法定相続人は、その土地・建物を相続で取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をすることが義務付けられました。
- 正当な理由がないのに相続登記の申請をしなかった場合、10万円以下の**過料**が科されることがあります。
- **令和6年3月31日以前に発生している相続**も対象となります。
(令和6年4月1日から3年以内に登記する必要があります。)

登録免許税の免税措置

不動産価額が100万円以下の土地の相続登記や相続により土地を取得した者が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。

相続人申告登記

遺産分割協議がまとまらない場合など、期限内(3年以内)に相続登記の申請をすることが難しい場合には、より簡易な手続で相続登記の申請義務を履行したとみなされる「相続人申告登記」の申出をすることができます。

相続登記の手続や
書式はこちら



法務省ホームページ

法務局での
「登記手続案内」は
事前予約制です。



山口地方法務局ホームページ

手続を専門家に
相談したい方



山口県司法書士会
ホームページ

お 問 合 せ ： 山口地方法務局下関支局 代表:083-234-4000
窓口対応時間 ： 午前9時～午後5時

下関市で家族葬 ご葬儀・葬式は



下関 サールナート

楠乃会館

宗派・規模に関わらず心に残る葬儀をプロデュース

全斎場 ご見学・事前相談承り中

事前に葬儀内容の比較確認をする事をお勧めします。

ご希望に合わせて
選べる
多彩なプラン

人数 ご予算
内容 場所

礼装(男性用/女性用)
貸衣装 無料

ご遺体用
冷蔵庫あります



NEW
OPEN

本館

最大100席 家族葬 一般葬

■所在地 山口県下関市楠乃4丁目237-1

勝谷斎場

最大10席 家族葬専用 一日葬

■所在地 山口県下関市勝谷新町1丁目12-16

別館

最大25席 家族葬専用 一般葬

■所在地 山口県下関市楠乃4丁目237-1

後田斎場

最大30席 家族葬専用

■所在地 山口県下関市後田町1丁目13-18

斎場案内 小月斎場

■所在地 山口県下関市大字小月町2665

■TEL 083-242-0194

遺品買取
いろいろ相談
いたします!

宝石 家電 家具 食器 什器 衣類 車 バイク

遺品整理
ご指定の場所
まで片付けに
お伺いします

～火葬のみのプラン～ 式はおこなわず
火葬をおこないます。

火葬式+散骨 火葬式+納骨
(合掌の塔)
13万円(税込) 15万円(税込)

◆寝台車(車庫から10km) ◆御棺 ◆骨壺・骨箱
◆ドライアイス ◆役所の手続き代行

記載以外にも様々なプランがございます

会員募集～蓮華の会～

入会金 年会費 積立金
会員様専用のお得なお葬式プランや香典返し、割引特典がご利用いただけます。ぜひご入会ください。お申込はお電話またはご来館にて!

お葬式はしないけれど、お坊さんにお経をあげてもらいたい、そのような方におすすめです。

勝谷斎場(一日葬)

お布施付きプラン

◆寝台車(車庫から10km) ◆ご安置 ◆御棺
◆骨壺・骨箱 ◆ドライアイス ◆僧侶による読経
◆お布施含む ◆役所、火葬場の手続き代行
◆会館使用料 ◆霊柩車(葬儀場～火葬場)
◆運営スタッフ
※当社ご紹介のお寺様に限りです。



会員様価格

25万円(税込)

お葬式のご用命は

楠乃会館 ☎083-250-6602

所在地:下関市楠乃4丁目237-1

【古物商許可番号】第741241000744号

不動産の売買・相続のことなら

有限会社 松尾 不動産

◆不動産売却の流れ
(葬儀を行った場合)

宅建士が
不動産を査定

司法
手続き

遺品整理

遺族様へ
お支払い

弁護士・司法書士・行政書士による 無料相続相談承り中

不動産
買取・売買の
ご用命は

有限会社 松尾

☎083-245-8572

宅地建物取引免許/山口県知事(1)第3865号



実家じまいで葬儀後に売りたい
事情があって自宅を売却したい
相続の手続きが複雑すぎて出来ないなど

無縁墓になる前に...

墓じまい

確かな実績

ご家族に代わり丁寧に
墓じまいをさせていただきます

解体

+

運搬

+

処理

洋風墓



9.9万円(税込)~

和風
三段墓



19.8万円(税込)~



■納骨までの遺骨一時預かり

当社にて葬儀をされた方限定で、
遺骨一時預かりを致します。
詳しくはお問い合わせ下さい。

自然に還る 6個クロム処理

散骨 27,500円(税込)

仏壇・神棚も処理致します

新下関墓苑内永代墓

合掌の塔

遺骨の管理・処理・引越等ご相談ください

【名称】新下関墓地

【所在地】下関市大字秋根片山20-1

【許可番号】下関市指令保生墓 第1001号

お墓・納骨
などの
ご用命は

株式会社
プロデュース長府



0120-86-3230

